

紀 要

第 9 号

1 9 9 6 . 3

財団法人滋賀県文化財保護協会

目 次

序

‘廃棄’を考えるー貝塚出土資料の検討にあたっての試論ー〔鈴木康二〕	1
粟津湖底遺跡第3貝塚の貝類採取活動ーセタシジミの成長速度と年齢構成ー〔稲葉正子〕	11
大津市粟津湖底遺跡出土の錘〔瀬口眞司〕	16
篋状木製品の用途について〔松澤 修〕	25
縄文晩期土器棺墓の調査方法についてー近畿地方の場合ー〔中村健二〕	38
近江における弥生社会の理解にむけてーその方法と課題ー〔大崎康文〕	42
長浜市域における弥生時代の石器ー今川東遺跡出土石器を中心にー〔稲葉隆宣〕	51
石組みの煙道を持つカマドー古代の暖房施設試論ー〔上垣幸徳・松室孝樹〕	57
集落遺跡出土の鉄製品についての研究ノート〔田井中洋介〕	79
近江へのアプローチ・その3ー野洲・栗太をフィールドにー〔近江歴史クラブ〕	85
1. 野洲川流域の前・中期古墳について〔鈴木桃代〕	89
2. 栗太・野洲における後期古墳の類型的把握 ー古墳時代システム論への墓制的アプローチー〔細川修平〕	94
3. 集落遺跡から見た古墳時代の特質ー古墳時代システム論への予察ー〔細川修平〕	102
4. 栗太・野洲郡における掘立柱建物データの抽出と分類〔神保忠宏〕	110
5. 近江国の古代駅路と官衙遺跡について〔内田保之〕	122
6. 古代における琵琶湖の湖上交通についての予察〔畑中英二〕	130
7. 田原道をめぐる二つの地域〔重岡 卓〕	136
8. 近江における玉造りをめぐって〔中村智孝〕	149
9. 栗太・野洲郡における古代の土器様相〔畑中英二〕	157
10. 鉄鉱石の採掘地と製鉄遺跡の関係についての試論 ー滋賀県の事例を中心にー〔大道和人〕	164
栗太・野洲郡のまとめ	179
大津北郊白鳳寺院の造営計画（その1）〔仲川 靖〕	185
古代遺跡と出土文字資料〔濱 修〕	200
石山国分遺跡出土瓦の覚書〔平井美典〕	208
巡礼者の宿ー鴨田遺跡出土の巡礼札よりー〔重田 勉〕	215
焼物二話〔稲垣正宏〕	220
蒲生稲寸氏についてー近江古代豪族ノート5ー〔大橋信弥〕	224
律令神話に於ける農業神について〔造酒 豊〕	233

日本古代の対外関係史の一様相

－日本古代史研究ノートあるいは覚書その2－〔芝池信幸〕	238
遺跡の撮影〔阿刀弘史〕	243
新聞報道にみる文化財保護25年－新聞記事データベースの作成と利用－〔中川正人〕	252

栗太・野洲郡における掘立柱建物データの抽出と分類

神保忠宏

1. はじめに

筆者は神崎郡において、掘立柱建物遺構のデータから一定の比率を割り出す「柱間比」なる分類法を用いて、柱間に規格性のある種類と、規格性の希薄な種類が存在する可能性を、散布図によって図示することを試みた。⁽¹⁾しかしこれは、1遺跡で検出した遺構を方位や時期によって大別し、分類したものであり、建物遺構の個々のデータを有効に活用したものではなかった。そこで今回は、栗太・野洲郡の遺跡で検出されたデータを用いて、より詳細な分析を行った。

2. 分析方法

検出した建物遺構群を分析し評価する場合に「一般的な集落」ならびに「官衙的な建物群」⁽²⁾と呼ぶ事例が多く存在する。この評価は多分に感覚的な内容を有するものだろうが、これを箇条書きにすると以下のように分類できるだろう。

- ①-1建物配列に規格性が認められるか否か、
- ①-2建物の方位に統一性が認められるか否か、
- ①-3柱間寸法は完数尺を用いたか否か、
- ②掘方の規模や形状が巨大かつ方形であるか否か、
- ③四囲を区画する施設が存在するか否か、
- ④出土する遺物が特殊か否か。⁽³⁾

この分析方法はおおむね妥当なものとするが、管見の限りではこの分類を用いた客観的な分析を行った事例はさほど多くなく、⁽⁴⁾視覚的な判断に委ねられている場合が多いと考えられる。これは、まとまった遺構を確認することのできる面積の調査事例が少ないことと、遺構として検出されるのは掘方と柱穴にとどまりデータが少ないことなどが挙げられるが、前述した遺跡に対する評価が「一般的な集落」と「官衙的な建物群」の2極的な分類にとどまっていることも原因と考えられる。そこで先に列記した条項の内、建物遺構を分析する①および②を再度確認して、分析可能な方法を考えてみた。

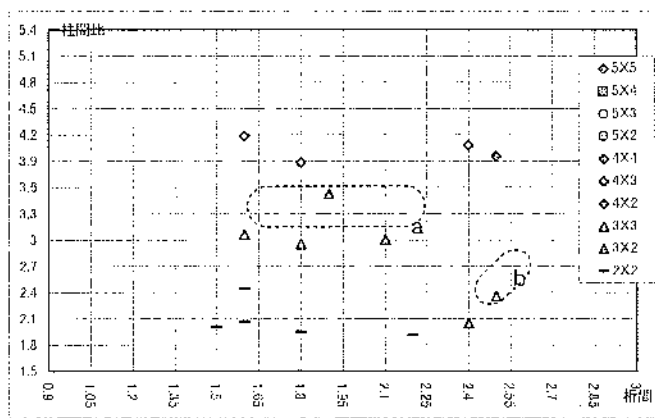
まず規格性を証明する指標として基本尺使用の可能性と、方位の統一性の確認が分析の端緒となる。そしてこれを確認するために柱間寸法の測定をおこない、各遺構の方位から同一方位群を抽出して分析を行ってきた。⁽⁵⁾しかし建物遺構の規格性を追求するならば、それに加えて平面規模の規格性まで考察を進める必要があると考える。すなわち桁行や梁間も規格的であるならば、その平面形態も近似あるいは相似すると仮定できるからである。それを分析するために、桁行と梁間の比率を求め、散布図上で表現する手法を用いた。これを「桁梁比分析」と称する。これに前

柱間比 A類 (柱が不等間の建物)

B類 (柱が等間の建物)

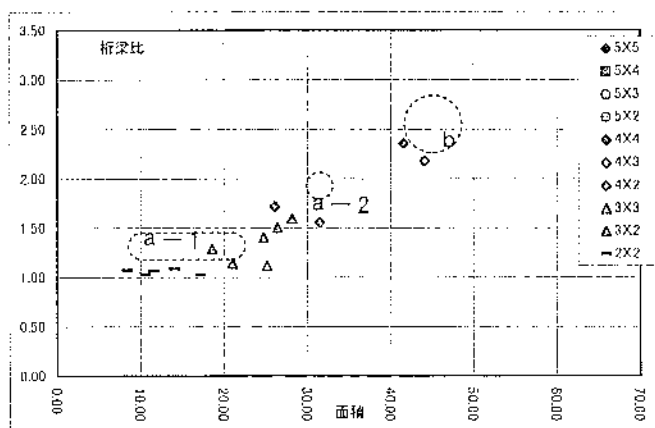
桁梁比 1類 (同じ平面形状の遺構が存在しない)

2類 (平面形状が同形または相似形の遺構が存在する)



$$\text{柱間比} = \frac{\text{桁間 (m)}}{\text{桁行総長 (m)}}$$

B類の場合、散布図上では X 軸に対して平行に分布する (a) が、A類の場合は、規則性がない (b)



$$\text{桁梁比} = \frac{\text{梁行総長 (m)}}{\text{桁行総長 (m)}}$$

2類の場合、散布図上では X 軸に対して平行に分布する (a-1) か集中塊 (a-2) になるが、1類の場合は規則性がない。

第4表 類別基準および用例

回で紹介した「柱間比分析」法を用いて、遺構群の規格性を検討する指標に用いることとし、第1表のような分類を行った。また建物方位や掘方の形状・規模は、視覚的な判断が容易なことから、あえて詳細な分析は避けることにした。かわりに「桁梁比」や「柱間比」で得た情報を補足する要素として使用している。

また本稿で分析を行う建物遺構は、12世紀以降から出現する桁行、梁間4間以上の総柱建物を除いたものである。そして比率分析を行う部位は側柱であり、庇付建物の場合は身舎部分を測定対象とし、庇は副次的資料として扱った。また建物遺構は時期確定が困難なことから、本稿では基本的に厳密な時期の分類を行わずに分析を行っている。

3. 各遺跡の分析

それでは前項で掲げた仮定がどこまで一致するか、実例を用いて建物遺構を分析することにする。対象地域といえども良好な遺構データを有する遺跡は限定される。その中で完全に検出した建物遺構が比較的多数確認されており、地域的なまとまりの良い草津市の矢倉口遺跡、岡田追分遺跡、大將軍遺跡についての分析を行った。

矢倉口遺跡⁽⁶⁾ (第1図参照)

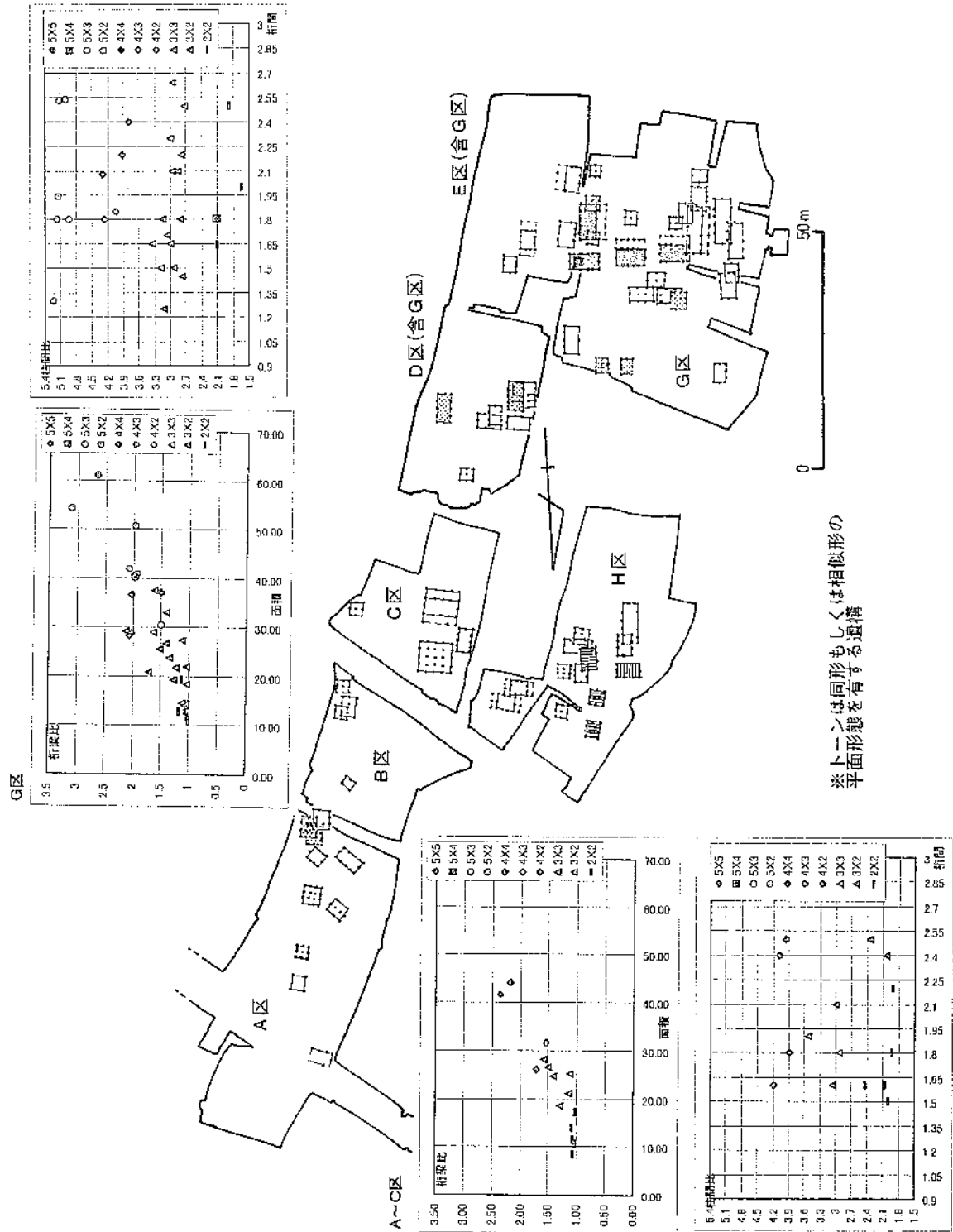
矢倉口遺跡内における建物遺構の分布は、①四方を溝で囲まれた地区(G区)と、②その北方に展開する群に大別される。

このうち明確な分析値を示したのは、①地区5×2間の遺構であった。外見上は庇の有無などの相違点が存在するが、身舎を分析すると、桁梁比2:1前後に散布する2類の傾向を示し、柱間比はB類の散布状態を示した(第1図内グラフ参照)。さらに掘方形状および規模は、いずれも50~60cmの方形を呈し、面積は1棟を除いて(50㎡)40~41㎡を計測する結果を得た。このことから5×2間の遺構は、ほぼ同一形状または相似形状を有する2類であることがわかる。これは各建物が同一規格で造られたことを推定する情報であり、同一時期に存続した可能性が無い場合は、一定の期間に同じ規格で造営が続けられたと考えることができる。この5×2間の遺構と類似した傾向を示すものは、全地区の桁行き4間から5間の遺構と総柱建物であった。

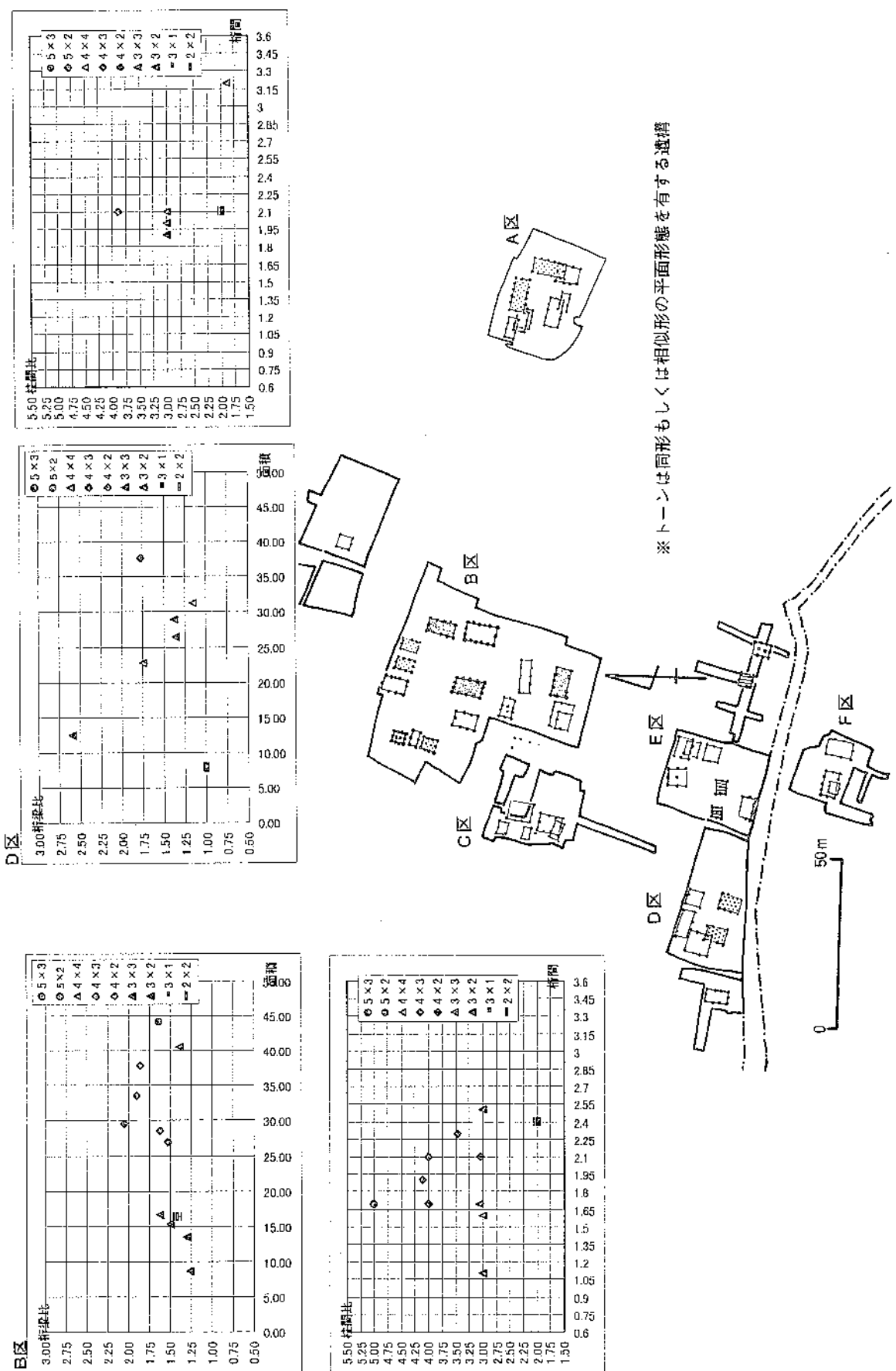
これと対照的な分析結果を得たのは、3×2間の遺構である。①と②でやや異なる結果も出ているが、桁梁比、柱間比ともに多様な分析値を示していることは共通である。⁽⁷⁾分析値を得るには、建物小群ごとに分割して計測する必要がある。その結果、時期の古い遺構は(矢倉口の場合は7世紀から9世紀頃)、桁梁比が1類で柱間比がA類もしくはB類の極端な値を示すことが多く、時期が新しくなると桁梁比2類の柱間比B類の計測値を示すという結果を得た。

岡田追分遺跡⁽⁸⁾ (第2図参照)

調査区内における建物遺構の分布は、A群からF群まで6ヶ所に分類することができる。そこでそれぞれの群ごとに類別分析を行った。A群では桁梁比2類の建物は少なく、しかも柱間比A

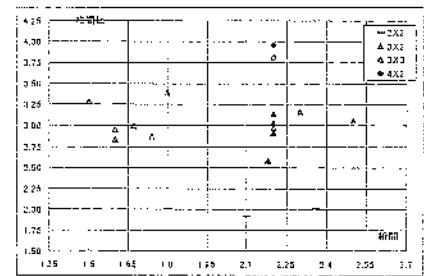
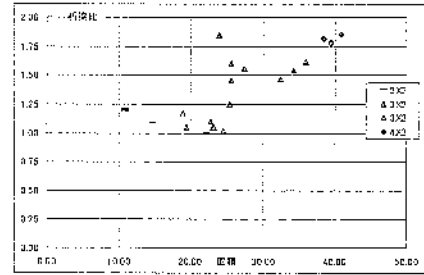
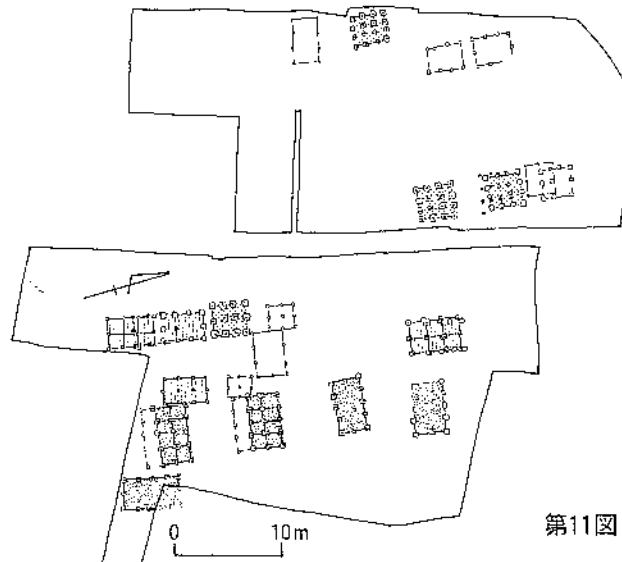


第9図 矢倉口遺跡遺構図および分析グラフ (註(6)文献より一部改変)



第10図 岡田追分遺跡遺構図および分析グラフ (註(8)文献より一部改変)

※トーンは同形もしくは相似形の平面形態を有する遺構



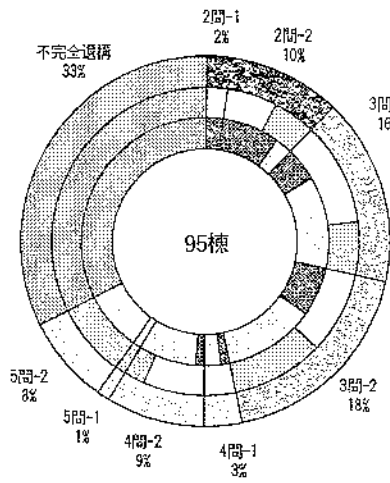
第11図 大將軍遺跡遺構図および分析グラフ
(註(8)文献より一部改変)

類の遺構が大半を占めたが、5×2間の建物のみ類似的な桁梁比を示す2類の傾向を示した。またB群では、桁行き2間および3間の建物については桁梁比1類の遺構がその多くを占め、規格的な建物が少ないことをうかがわせた。しかし、柱間比はB類が多く、矢倉口遺跡とはやや異なる分析値を得ている。ただし桁間は1mから2.55mの間に散布しており、完数尺の使用は認められないと思われる。おそらく個々の建物が、等間に柱を立てたためだろう。また総柱建物を除いてグラフ上に散開する桁梁比1類・柱間比A類の遺構がほとんどで、わずかに4×2間と5×3間のみが柱間比2類の分析値を得た。またD群～F群でもB区と同様な分析値を得ている。

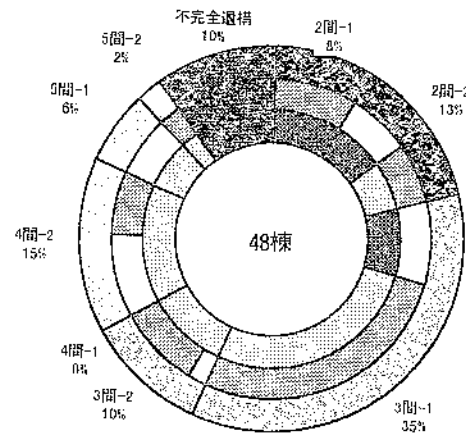
大將軍遺跡⁽⁹⁾ (図3)

この遺跡は、平成5年度より道路等公共用地造成のために調査が行われて、60棟以上の掘立柱建物が確認されている。調査中の遺跡であるために分析は、遺構データを抽出したM区とO区に限って行った。

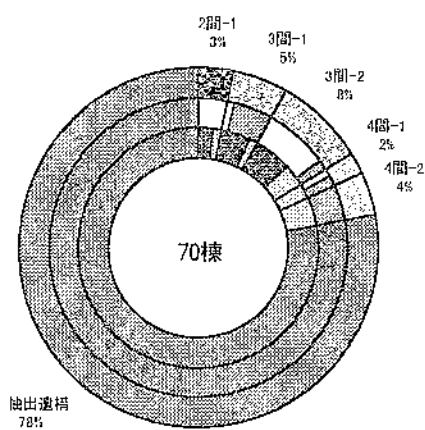
特徴的なのは、4間×2間の遺構である。そのほとんどが桁梁比2類、柱間比B類の傾向を示し、庇の有無に関わらず同形であることがわかる。これは3×3間および3×2間の総柱建物遺構に関しても同様の傾向を示し、きわめて規格的な建物群であることがわかる。またこれらの建物群の後身と考えられる3×2間および2×2間の遺構も、桁梁比2類、柱間比B類を示している。これは、M、O区の遺構群が他の調査区と比べて特殊な用途を有することを推察させるものである。しかし他の調査区のデータは得られなかったので、大將軍遺跡の全体的な性格については今後の課題と考えられる。



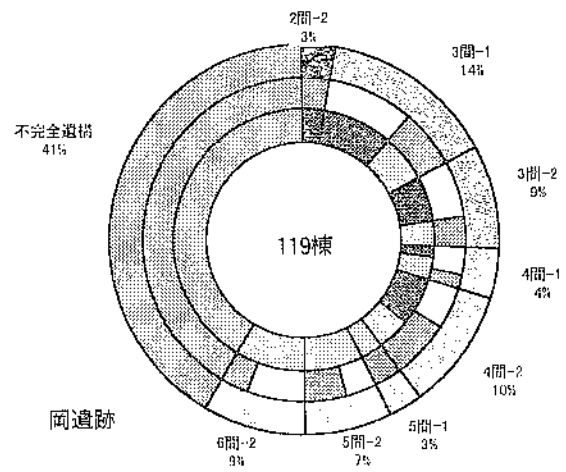
矢倉口遺跡



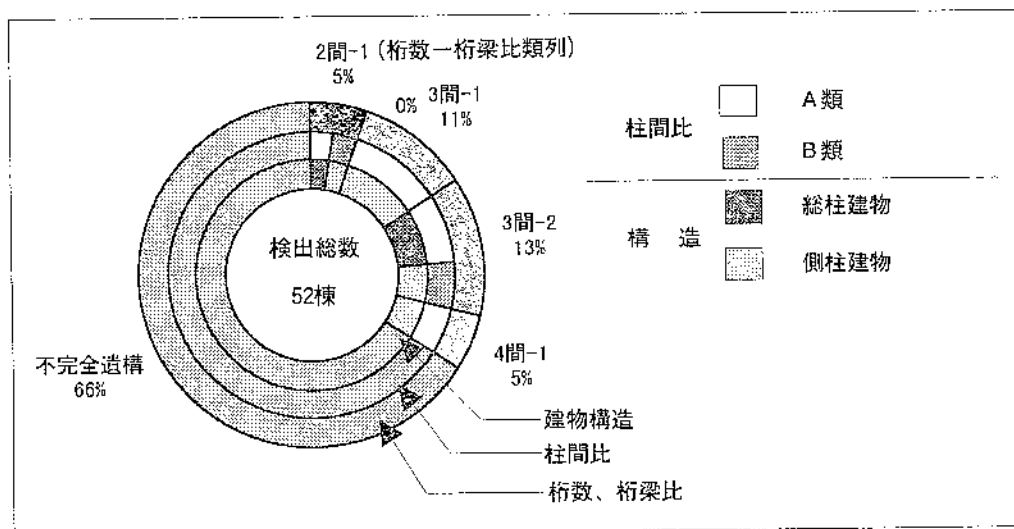
岡田追分遺跡



大將軍遺跡

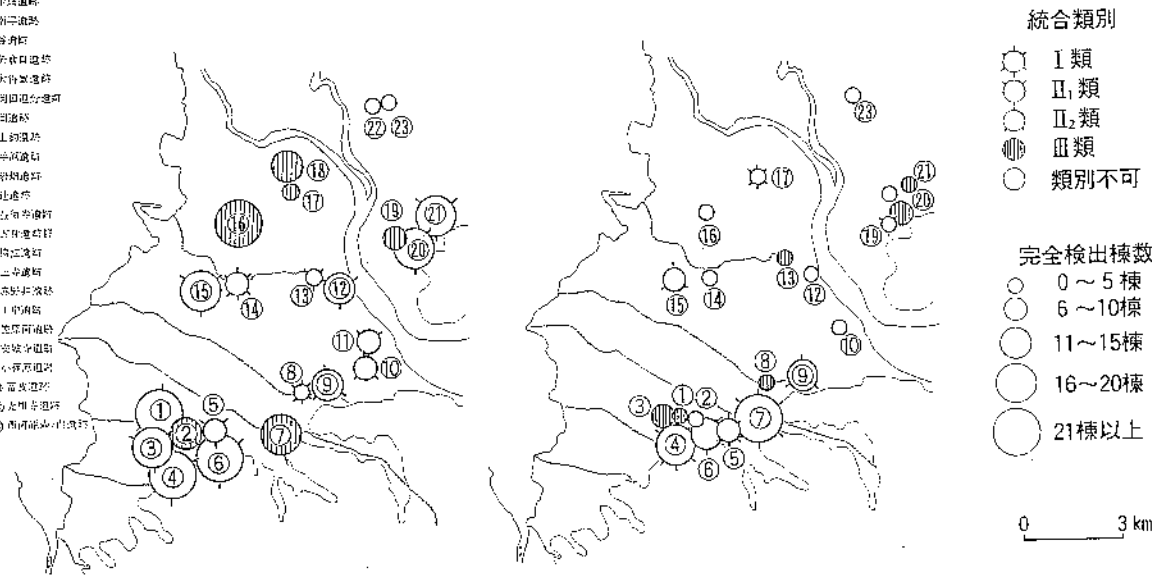


岡遺跡



第5表 分類構成比グラフ

- ① 中畑遺跡
- ② 小篠原遺跡
- ③ 富波遺跡
- ④ 矢倉口遺跡
- ⑤ 大將軍遺跡
- ⑥ 岡田追分遺跡
- ⑦ 手原遺跡
- ⑧ 上寺遺跡
- ⑨ 中畑遺跡
- ⑩ 中畑遺跡
- ⑪ 中畑遺跡
- ⑫ 中畑遺跡
- ⑬ 中畑遺跡
- ⑭ 中畑遺跡
- ⑮ 中畑遺跡
- ⑯ 中畑遺跡
- ⑰ 中畑遺跡
- ⑱ 中畑遺跡
- ⑲ 中畑遺跡
- ⑳ 中畑遺跡
- ㉑ 中畑遺跡
- ㉒ 中畑遺跡
- ㉓ 中畑遺跡



桁行き 3 間以下
 第12図 総合類別分布図
 桁行き 4 間以上

5. 小 結

前項で得た結果をもとに、栗太・野洲郡で検出した建物遺構群の分類を行ったものが第3表である。この表は、各遺跡の桁行き3間までの遺構とそれ以上の遺構に分けて分析を行い、桁梁比と柱間比の類別比率から指標を設定したもので、この散布図は各象限ごとに類別している。まず第1象限に散布するのがI類（桁梁比2類、柱間比B類の比率が50%をこえるもの）で、第2象限と第4象限に属するグループがII類（桁梁比2類または柱間比B類の比率が50%未満のもの）、第3象限がIII類（桁梁比2類、柱間比B類の比率がともに50%未満のもの）に分類している。

この表を分析すると、桁行き3間未満の場合はII 1類下方に存在する集中塊が顕著であることと、それに比べてI類およびII 2類に散布する遺構群の少ない点が指摘できる。また桁行き4間以上の遺構は比較的I類に集まるものの、特定の集中塊は認められないことがわかる。

桁行き4間以上の遺構データは、その検出棟数が少ないために、散布形態を示していない遺跡が多く存在するが、おおむね柱間も均一で、平面形態が相似もしくは類似するI類に多く分布することが分かる。また桁行き3間以下の遺構の場合は、柱間比、桁梁比ともに比率が伯仲する位置に分布していることから、前項で推定した大規模建物の特殊性と小規模建物の汎用性が、栗太・野洲郡の遺跡においても認められることを示唆するものだろう。

検出頭数が高く、その分析結果が比較的正確と思われる遺構群の傾向を見てみると、1) 岡遺跡は4間以上の遺構がI類と極めて規格性が高いことを指摘できるものの、3間以下の遺構はIII類とそのランクが低く、両者の関係は隔絶していることを予期させる。岡遺跡と類似した傾向を持つ遺跡に、矢倉口・大將軍・川中・安城寺などの遺跡がある。

これとは正反対に、2) 3間以下の遺構の分析値が高い遺跡に、中畑・小篠原・富波などの遺跡が該当する。また3) いずれの遺構も同じ分類傾向を持つ遺跡に、岡田追分・手原・上寺などの遺跡がある。この傾向を再考すると、1) に該当する遺構群は、桁行き3間以下とそれ以上の

遺構の間には遺構群としての関連性が存在しないか、極めて薄いと考えられる。実際岡遺跡や矢倉口遺跡の場合、「官衙的」な配列を有する地区や、四囲を溝で囲まれた地区内の遺構群は極めて規格性が高く、前記の推定をある程度証明していると考えられる。

3) の遺構群は、桁行き3間以下とそれ以上のグループがⅡ1類に該当する場合は、柱間比の規格性が低いことから、桁行き4間以上の遺構は、それ以下の遺構と同じ基準で作られた可能性を有する。⁽¹³⁾ また両者がⅡ2類に該当する場合は、柱間比の規格性が高いことから、桁行き3間の遺構がそれ以上の遺構と同じ基準で作られた可能性を有する。

また2) の場合は、いずれも桁行き4間以上の遺構の比率が低いために、今後のデータの増加によって1) もしくは3) に分類される可能性が高いと考えられる。

このことから、Ⅰ類からⅢ類までの分類結果を従来の用語に置き換えて表現すると、Ⅰ類が「官衙的もしくは特殊な用途を持つ遺跡」であり、Ⅲ類が「一般的な集落」に該当するのだろう。そしてⅡ1類やⅡ2類に分類した遺構群が、従来では感覚的にⅠ類かⅢ類に分類されていた遺構群と言い換えることもできるだろう。

最後にこの成果を分布図に表現したものが第4図である。現段階では分類を行ったデータが少なく、地域的な展開等の考察を行うほどの情報は集積していない。すくなくとも栗太郡でⅠ類やⅡ2類が集中している矢倉口遺跡から手原遺跡のラインは、群内でも中心的な地点が存在することを示唆している。これに準ずる地点は、小篠原遺跡近辺であるが、現状では栗太郡に比べてそのランクは低いといわざるをえない。これは規格性の高い遺構がまだ確認されていないためか、栗太郡に比べて遺構のランクが低い等、いくつかの原因が存在すると思われる。

なお従来より多くの検出遺構と、異方位地割の存在から主軸方位を北に指向するの点で注目されていた守山市の赤野井遺跡は、建物遺構類別で分析する限りではⅢ類に属し、規格的な遺構群が認められないという結果を得ている。

ただしこの成果は、遺構群分析から得た結果であり、遺構群を集落遺跡として分析するまでの前段階にすぎない。今後はこの成果に遺物データなどの成果を加味して、再分析を行わなければならないだろう。

6. おわりに

以上煩雑なまでに遺構データの分析と分類をおこなったが、その意味するものは「特殊」「一般」というあいまいな表現に対する再検討の手法と考えている。このことから同一の遺跡内で確認される、前記2種類の遺構が占める割合から、遺構の性格を判断することが可能と推察した。これは「平面形態が近似形もしくは相似形であって、しかも柱間比が同一である建物遺構が、方位をそろえて整然と配列されている場合、その建物群は特殊な用途を持つ可能性を有する」と要約することができる。この条件に該当するものとして従来の視点による「官衙的な建物」となり、この要約と相違する条件が多い場合に該当するものとして、いわゆる「一般的な集落」になるのではないだろうか。

註

- (1) 神保 忠宏 「建物遺構」、「近江へのアプローチ・その2 神崎郡編」、近江歴史クラブ、『紀要』第8号、滋賀県文化財保護協会、1995年、P.P18～21
- (2) 最初に「一般的な集落」と「官衙的な建物群」の分類抽出を行ったのは山中敏二、「古代郡衙遺跡の再検討」、「日本史研究」161、1976年と考えられる。
- (3) 前掲 注2) の文献内の分類を要約した。
- (4) 従来より遺構群データの抽出法は、主軸方位による抽出段階で終了することが多かったが近年は、建物遺構の縦横比や面積などから、建物の用途や規格性をもとめる研究事例も少なくない。
- (5) 前掲 注1)
- (6) 『矢倉口遺跡発掘調査報告書—国道1号京滋バイパス関連遺跡発掘調査報告書 第3冊—』、滋賀県教育委員会、草津市教育委員会、(財)滋賀県文化財保護協会、1987年、および「古代の草津を掘る—草津市遺跡発掘調査成果報告会—」資料、昭和60年度、昭和61年度、平成元年度、による。
- (7) 3×2 間の遺構は検出遺構の中でもっとも数が多く、もっとも「一般的な建物」と考えられている(広瀬和雄、「畿内の古代集落」、「国立歴史民俗博物館研究報告」第22集、1989年)。
- (8) 『昭和50年度滋賀県文化財調査年報』、滋賀県教育委員会、1977年および『昭和51年度 滋賀県文化財調査年報』、滋賀県教育委員会、1978年による。
- (9) 「古代の草津を掘る—草津市遺跡発掘調査成果報告会—」資料、平成6年度、による。
- (10) 前掲 注7)
- (11) 川中遺跡の建物遺構の場合、発掘調査報告所によると9世紀に比定されているが平面形状や掘方形状から考えると、12世紀以降の時機に該当する可能性もある。ただし本稿では報告書の時期に従った(『守山市文化財調査報告書』第9冊、守山市教育委員会、1986年)。
- (12) 桁梁比より柱間比の優位を重視して分類を行った理由は、岡田追分遺跡内の遺構群分析結果を参照された

い。

歩く・漕ぐ・祈る

ここでは7、8世紀を中心とする交通の問題を扱った。

内田論文においては陸上交通の問題を取り上げ、古代官道である東海道と東山道の復元と、官衙遺跡とりわけ郡衙遺跡の分析とを平行して進めた。その結果、粟太群から神崎郡の範囲においては、郡衙と官道が有機的な関連を持って経営されていたことが判明し、さらにこれに「駅」の分布を重ねれば、郡衙（国衙）と駅の近接性が読み取れた。これは官道に沿って「官衙ブロック」が形成されていたものと判断され、官道の経営が地方の経営と無関係ではなかったとの結論に至った。

畑中論文においては琵琶湖の湖上交通の問題を扱った。県内の瓦出土遺跡の類型化から湖岸部、標高88m付近に立地する一群を抽出し、その分布状況からそれらが琵琶湖との関わり、つまり、港湾施設の存在と湖上交通の関係を強調する必要性を提示した。すなわち、湖岸部に人と物資と情報の集合・離散する地点が点在することを認識し、それらは琵琶湖との関わりの中でこそ評価できると考えた。また、西河原森ノ内2号木簡の内容から、舟運（湖上交通）の持つ意味の大きさを指摘し、具体的な湖岸の集落の様相を復元した。

重岡論文においては、寺院の建立と交通路の関係を考えた。粟太群最南部の石居廃寺の軒丸瓦の分析から、南山城の山瀧廃寺、さらに高麗寺との関係を見出し、その背景として大和から近江、東国を結ぶ交通路である田原道の整備に注目した。また、両寺院の盛衰から、紫香楽宮が経営される時代には両寺院は衰退期にあり、その後は、山瀧廃寺は再び交通路沿いの寺院として整備されるが、石居廃寺はその地位を瀬田官衙群に吸収される状況を考えて。すなわち、政治的動向と交通路の整備と寺院の造営が有機的に関連しており、それはまた、山間部の小地域の開発とも関係すると結論つけた。

このように、考古学から交通の問題にアプローチする方法としては、道そのものの復元と同時に、官衙遺跡や瓦出土遺跡（寺院遺跡）など一見無関係な資料についても十分吟味すべきであるとした点において、この3篇の論考は共通する。これは、例えば瓦出土遺跡の背景においては、先進的な技術と広範囲からの人や物資の集積が存在すると考えられ、これは交通関係の基点となる必要最低限の条件に一致するとの認識に依るものである。官衙遺跡についても同様であり、内田論文で指摘したところの「官衙ブロック」などの存在は、先に見た神保論文の関係においてさらに深めてゆかねばならない課題である。そして、人や情報を含めた物流の拠点がどのように形成され、維持され、変質していったか、高い視点からアプローチしたものが重岡論文であるが、考古学からはそうした存在をストレートに「官道」と表現できないもどかしさは、今後課題となるところである。

編 集 後 記

この冬は、久しぶりに雪の多い年となり、外での調査では寒さに堪える日々を過ごされたことと思います。今年には当協会設立25周年にあたり、日頃の調査や普及活動に加え、安土城考古博物館で、企画展示『いにしへの渡りびと—近江の渡来文化—』や、それと関連したシンポジウムを実施してまいりました。本紀要も25周年ということで、例年にくらべて多くの論考が集まりました。つきましては、多くの方からのご叱正とご指導を賜れば幸いです。 平成8年3月

平成8年3月

紀 要 第 9 号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel(0775)48-9780・9781

印刷・製本 富士出版印刷株式会社
大津市札の辻4-20
Tel(0775)23-2580 Fax(0775)24-6668